

容器包装廃棄物分別収集計画書

令和4年6月

糸 島 市

分別収集計画

1. 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済、ライフスタイルを見直し、廃棄物循環型のごみゼロ社会を形成していく必要がある。そのためには、社会を構成する全ての主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。また、廃棄物処理施設の用地確保は非常に困難で厳しい状況にあるといわれている。

本計画はこのような状況のなか、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「容器包装リサイクル法」という。）第8条に基づいて一般廃棄物の大半を占める容器包装廃棄物を分別収集し、焼却（熔融）量の削減を図る目的で、市民、事業者、行政それぞれの役割分担と具体的な推進方策を明らかにするとともに、三者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により、廃棄物循環型社会の形成を図るとともに、容器包装の資源化と廃棄物処理施設の延命化を図るものとする。

2. 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- (1) 容器包装廃棄物の発生制御、再使用、リサイクルを基本とした地域社会づくり
- (2) すべての関係者が一体となった取組による環境負荷の低減

3. 計画期間

本計画の計画期間は令和5年4月を始期とする5か年間とし、7年度に見直す。

4. 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、アルミ製容器、スチール製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、ペットボトル、飲料用紙製容器（牛乳パック）、その他プラスチック製容器（白色トレイ）、段ボールを対象とする。

5. 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み(法第8条第2項第1号)

	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
計画人口	103,388 人	103,614 人	103,841 人	103,866 人	103,891 人
見込排出量	6,066 トン	6,080 トン	6,090 トン	6,090 トン	6,090 トン

容器包装廃棄物の発生量の予測

単位:トン

		5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
缶類	スチール製容器	173	174	174	174	174
	アルミ製容器	173	174	174	174	174
ガラス製容器		1,213	1,216	1,218	1,218	1,218
紙類	飲料用紙製容器	116	116	116	116	116
	段ボール	1,040	1,042	1,044	1,044	1,044
	その他紙製容器	693	695	696	696	696
プラスチック類	ペットボトル	347	347	348	348	348
	白色トレイ	58	58	58	58	58
	その他容器	2,253	2,258	2,262	2,262	2,262
容器包装合計		6,066	6,080	6,090	6,090	6,090
全ごみ量(粗大を除く)		28,885	28,943	29,001	29,001	29,001

6. 容器包装廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項（法第8条第2項第2号）

容器包装廃棄物の排出抑制の促進を図るため、以下の方策を実施する。なお、実施に当たっては、市民、事業者、再生事業者等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図ることが重要である。

(1)各主体の役割

①市民の役割

各自生活の中で、自主的なライフスタイルの見直しにより、容器包装廃棄物の排出抑制を促進する。

②事業者の役割

商品の製造や流通等の事業活動において、容器包装廃棄物の排出抑制に取り組む。

③行政の役割

廃棄物の適正処理と共に、市民や事業者の取り組みへの支援、啓発や情報提供、基盤整備等実施し、容器包装廃棄物の排出抑制を推進する。

(2)排出抑制のための方策

・環境教育、啓発活動の充実

学校や地域社会の場における出前講座等による環境教育やごみ処理施設の見学などあ

らゆる機会を活用し、市民、事業者に対して、ごみ処理経費の増加等ごみ処理状況の情報を提供し、ごみ減量に対する認識を深めてもらう。さらに、ごみの排出抑制、分別排出、再生利用の意義及び効果、ごみの適切な出し方に関する教育啓発活動に積極的に取り組む。

・販売包装の有料化、買い物袋の持参の徹底

レジ袋等の容器包装の有料化、繰り返し使用が可能な買い物袋（マイバッグ）の持参の徹底等の普及啓発、指導、関係者の連携を行い、小売店での容器包装の使用の合理化を行う。

7. 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別区分（法第8条第2項第3号）

(1) 処理施設の状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集する容器包装廃棄物を下記のように定める。

①資源ごみ

ア、ペットボトル	ペットボトルのみ	実施中
イ、飲料用の缶	主として鋼製の容器包装 主としてアルミニウム製の容器包装	実施中 実施中
ウ、飲料用のびん	無色のガラスびん 茶色のガラスびん その他のガラスびん	実施中 実施中 実施中
②粗大ごみ	段ボール	実施中

(2) 市民の協力、収集運搬体制、糸島市が有する選別、再生施設等を勘案し、収集に係る分別の区分は下図のとおりとする。

①拠点回収する容器包装

- ア、牛乳パック
- イ、白色トレイ

②集団回収する容器包装

- ア、段ボール製の容器
- イ、その他紙製容器（新聞、雑誌と一緒に収集）
- ウ、リターナブルびん
- エ、アルミニウム缶

③店頭回収する容器包装

- ア、牛乳パック
- イ、白色トレイ

8. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第8条第2項第4号）

分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量

	5年度		6年度		7年度		8年度		9年度	
スチール製容器 包装	38t		38t		38t		38t		38t	
アルミ製容器包 装	85t		85t		85t		85t		85t	
無色のガラス製 容器	(合計) 41t		(合計) 41t		(合計) 41t		(合計) 41t		(合計) 41t	
	(引渡額) 41t	(独自処理額) 0t	(引渡額) 41t	(独自処理額) 0t	(引渡額) 41t	(独自処理額) 0t	(引渡額) 41t	(独自処理額) 0t	(引渡額) 41t	(独自処理額) 0t
茶色のガラス製 容器	(合計) 97t		(合計) 972t		(合計) 97t		(合計) 97t		(合計) 97t	
	(引渡額) 97t	(独自処理額) 0t	(引渡額) 97t	(独自処理額) 0t	(引渡額) 97t	(独自処理額) 0t	(引渡額) 97t	(独自処理額) 0t	(引渡額) 97t	(独自処理額) 0t
その他の色のガ ラス製容器	(合計) 147t		(合計) 147t		(合計) 147t		(合計) 147t		(合計) 147t	
	(引渡額) 147t	(独自処理額) 0t	(引渡額) 147t	(独自処理額) 0t	(引渡額) 147t	(独自処理額) 0t	(引渡額) 147t	(独自処理額) 0t	(引渡額) 147t	(独自処理額) 0t
飲料用紙製容器 包装 (アルミ使用なし)	3t		3t		3t		3t		3t	
ペットボトル (飲料及びしょう油 用)	(合計) 96t		(合計) 96t		(合計) 96t		(合計) 96t		(合計) 96t	
	(引渡額) 96t	(独自処理額) 0t	(引渡額) 96t	(独自処理額) 0t	(引渡額) 96t	(独自処理額) 0t	(引渡額) 96t	(独自処理額) 0t	(引渡額) 96t	(独自処理額) 0t
その他プラスチ ック製容器	(合計) 1t		(合計) 1t		(合計) 1t		(合計) 1t		(合計) 1t	
	(うち白色 トレイ) 1t	(独自処理額) 0t	(引渡額) 1t	(独自処理額) 0t	(引渡額) 1t	(独自処理額) 0t	(引渡額) 1t	(独自処理額) 0t	(引渡額) 1t	(独自処理額) 0t
段ボール	11t		11t		11t		11t		11t	

9. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の見込みについては、搬入量予測に対する直近(3年度)の分別基準適合物の回収量の割合で設定した。

10. 分別収集を実施する者に関する基本的な事項(法第8条第2項第5号)

分別収集は、現行の収集体制で行う。

なお、現在、古紙類、古布類、アルミ缶及びリターナブルびん等は、行政区(自治会)や住民団体による集団回収を推進しており、引き続き資源回収により資源化が図られるよう、ごみとしての分別排出の前に資源化が実施できるように指導する。また、トレイ及び紙製容器包装等については、スーパーなどの店頭回収を基本とするが、公共施設などで拠点回収の取組みを推進する。

11. 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項(法第8条第2項第6号)

平成12年4月から新施設が本格稼働し順調に操業しており、現時点では特別な施設増設等は必要ないと判断される。

処理施設に合わせたごみの収集を次のように4種類に分けて実施している。

なお、容器包装廃棄物に係る分別収集は、資源ごみの指定袋により収集することになる。

1) 可燃ごみ

紙類、厨芥類、草木、プラスチック、ビニール類など

2) 資源ごみ

飲料用の缶、びん類、ペットボトル

3) その他不燃ごみ

小型家電製品、金属類、ガラス、陶磁器類など

4) 粗大ごみ

家具、家電製品、木切れなどで指定袋に入らない物

注) 白色トレイ、牛乳パックを拠点回収するため、公共施設などに回収容器を設置し回収を実施している。

1 2. その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項（法第 8 条第 2 項第 7 号）

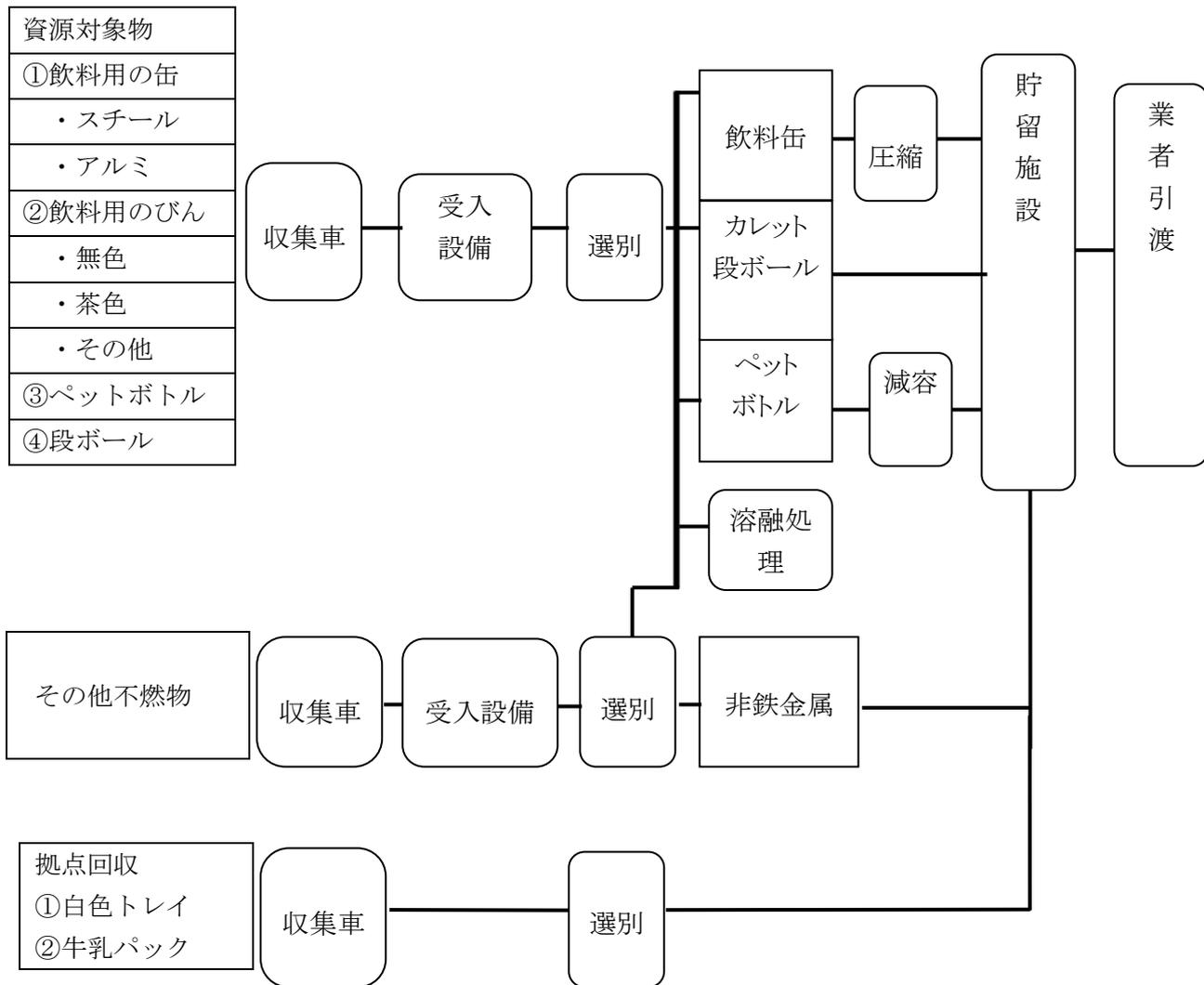
- ・市民や事業者の意見、要望を反映させ、容器包装廃棄物の分別収集を円滑かつ効果的に進めていくため、市民や事業者、行政が協力して、分別収集に向けた啓発などの推進体制の整備に努める。
- ・行政区や隣組（自治会）、住民団体等による集団回収を推進するとともに、白色トレイ、牛乳パックの拠点回収への協力を更に啓発する。
- ・スーパーや小売店に、過剰包装の自粛や買い物袋持参運動の推進、白色トレイや紙店頭回収に努めるよう指導を強化する。
- ・未洗浄やキャップの装着、異物の混入などにより、特にペットボトルの回収率が低下するため住民への更なる啓発に努める。

{特記事項}

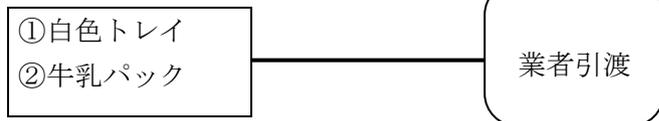
(1) 資源回収体系

資源物回収に関する収集及び処理の流れは次のとおりである。

●市収集



●店頭回収



●集団回収

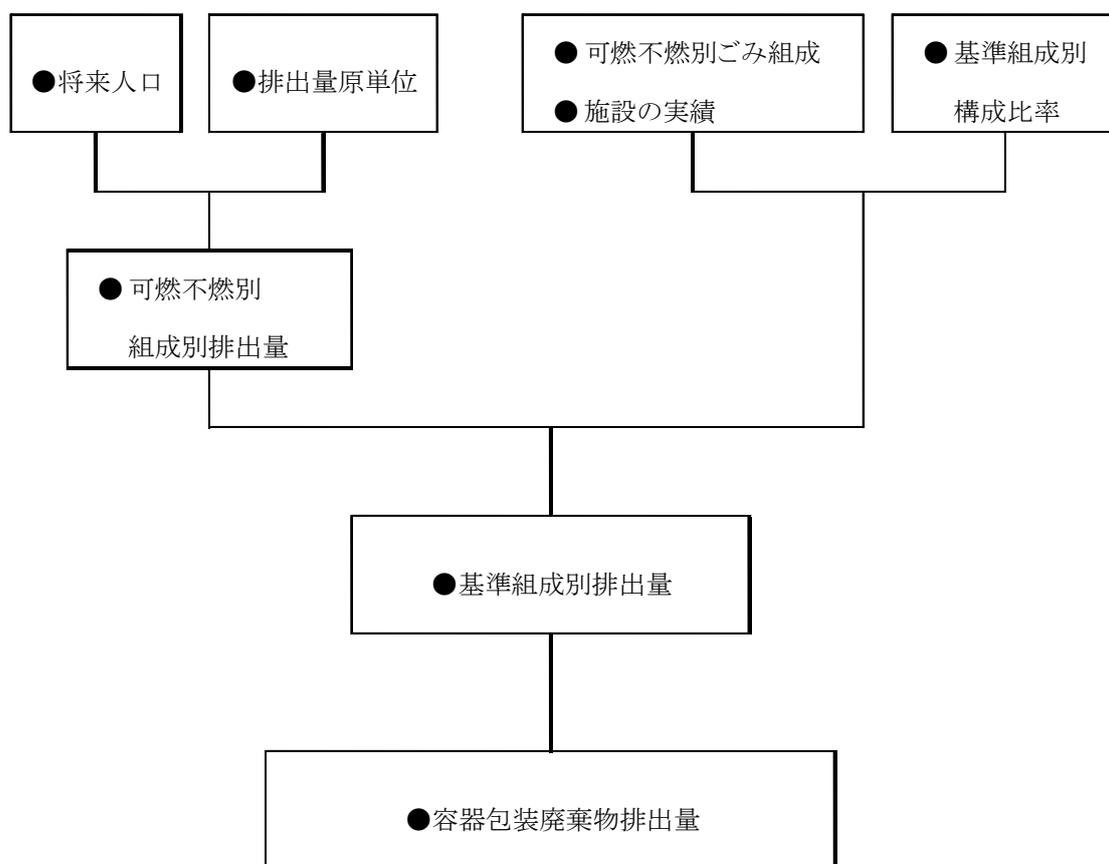


(2) 排出量の見込み（潜在量）について

糸島市における容器包装廃棄物の対象となるごみ種区分は、①一般ごみ（資源物）
②拠点回収物 ③店頭回収資源物である。

施設に持ち込まれる一般ごみについては、ごみ組成実績があるので、この組成をベースとした。ただし、容器包装廃棄物の10品目には分類されないために、「市町村分別収集計画作成資料」の事例調査による容器包装廃棄物の構成比率を用いて排出量の見込み（潜在量）を以下に示すフローより設定した。

図 容器包装廃棄物排出量設定フロー



(3) 資源回収物

平成29年度から令和3年度中に施設に搬入され、分別資源化した量は次表のとおりである。

分別資源化量（平成29年度～令和3年度）

単位：t

		29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
缶類	スチール	51	44	45	42	39
	アルミ	83	76	84	85	91
	小計	134	120	129	127	130
ビン類	カレット無色	62	49	41	54	44
	カレット茶	126	119	111	112	104
	カレットその他	55	53	66	130	160
	小計	243	221	218	296	308
ペットボトル		83	78	90	90	105
牛乳パック		2	2	2	2	3
白色トレイ		1	1	1	1	1
段ボール		17	15	12	15	11
その他		397	341	297	356	280
合計		877	778	749	887	838

糸島市内で実施されている集団回収の資源物量を次の表に示す。

	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
古紙類	1,777	1,587	1,421	1,192	845
古布類	104	96	89	60	36
びん	24	23	19	11	8
アルミ缶	23	21	20	15	12
合計	1,928	1,727	1,549	1,278	901